7保医医安第446号 令和7年8月27日

都内病院開設者 様

東京都保健医療局医療改革推進担当部長 (公印省略)

病床が全て稼働していない病棟等を有する医療機関における 病床の稼働について

平素から都の医療行政の推進について御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 さて、平成30年2月7日付医政地発0207第1号による厚生労働省医政局地域医療計画課 長通知「地域医療構想の進め方について」(以下「国通知」という。)により、過去1年間に 一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟(以下「非稼働病棟」という。) を有する医療機関に対する都道府県の対応が示されているところです。

加えて、病棟は稼働しているものの、過去1年間使用していない病床(以下「非稼働病床」という。)が病床機能報告により見受けられます。

つきましては、昨年度同様、非稼働病棟及び非稼働病床(以下「非稼働病棟等」という。)を有する医療機関におかれましては、下記のとおり令和8年3月末までに非稼働病棟等を解消していただきますよう、御協力をお願いいたします。

記

#### 1 目的

配分されている既存病床が各医療機関において適切に稼働運営されること

2 対象の医療機関

令和6年3月31日以前より一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される非 稼働病棟等を有する病院

- 3 対象の医療機関が行うこと
  - 令和8年3月31日までに次のいずれかの対応を行ってください。
- (1) 稼働していない病床を稼働して、病棟等を再開する。
- (2) 非稼働病棟等の「具体的対応方針」\*を東京都に提出する。
  - ※ 「具体的な対応方針」とは、病床稼働までのスケジュール、医療従事者の確保に 係る方針や資金調達計画など病棟等再開に向けた具体的な計画のことを指します。 上記(1)、(2)の見通しが立っていない医療機関は、速やかに東京都まで御連絡く ださい。現況を確認した上で、個別に助言・指導を行います。

また、病床を稼働する予定がない等の理由で病床を返還する場合も、東京都へ 御連絡ください。必要な手続を御案内します。

※ 昨年度「具体的対応方針」を提出され、令和7年3月31日以降も対応を継続している医療機関におかれましても、改めて「具体的対応方針」を御提出ください。

## 参考資料3

- 4 令和8年3月31日までに3(1)、(2)を行わなかった場合
- (1) 地域医療構想調整会議に出席し、次の事項を説明してください。
  - ・病棟等を稼働していない理由
  - ・当該病棟等の今後の運用見通しに関する計画
- (2) 上記(1)の会議後、国通知「地域医療構想の進め方について」 1. (1) イのとおり対応を求める場合があります。

#### 【資料】

別紙「非稼働病棟等を有する医療機関の対応の流れ」(イメージ図)

### 問合せ先

【地域医療構想調整会議に関すること】

東京都保健医療局医療政策部医療政策課 保健医療計画担当 電話 (03)5320-4425 (ダイヤルイン)

【病床の取り扱いに関すること】

東京都保健医療局医療政策部医療安全課 医務担当

電話 (03) 5320-4431 (ダイヤルイン)

# 非稼働病棟等を有する医療機関の対応の流れ

※ 令和6年3月31日以前より稼働していない病棟を有する医療機関 令和6年3月31日以前より稼働していない病床を20床以上有する医療機関

非稼働病棟等を 令和8年3月31日までに 稼働する病院 非稼働病棟等を稼働する予定であるが 令和7年度中には稼働出来ない、また は、稼働の予定が立っていない病院

稼働前に東京都へ御連絡ください。

医療安全上の確認・助言を行います。

東京都へ御連絡ください。 現況や今後の計画などを確認した上で、 個別に助言・指導を行います。

東京都に連絡がないとき

医療法第25条第1項の立入検査の結果などをもとに東京都よ

り稼働状況の確認等を行います。

稼働していない病床を返還する場合

東京都へ相談の上、「病院開設 許可事項一部変更許可申請」な どを所在地を所管する保健所に

提出してください。

令和8年3月31日まで

具体的な対応方針が ない場合

具体的な対応方針を提示した場合

具体的な対応方針 がない場合

東京都の確認に応 じない場合

東京都が病床稼働まで、 進捗状況を確認します。

## 令和8年度

地域医療構想調整会議で以下①②について説明をしていただきます。

- ①病棟等を稼働していない理由
- ②当該病棟等の今後の運用見通しに関する計画
- ・会議後は、「地域医療構想の進め方について」(平成30年2月7日付医政地発0207第1号)のとおり、 対応を求める場合があります。

### 【連絡先】

東京都保健医療局医療政策部医療安全課 医務担当 03-5320-4431